

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会
省エネルギー小委員会 小売事業者表示判断基準ワーキンググループ（第3回）

日時 平成27年12月24日（木）10：29～12：01

場所 経済産業省別館108各省庁共用会議室

（1）開会

○町田省エネルギー対策課長補佐

それでは定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 第3回小売事業者表示判断基準ワーキンググループのほうを開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます資源エネルギー庁省エネルギー対策課の町田でございます。

平成25年7月の審議会の見直しの後、本ワーキンググループにつきましては、これまで第1回、第2回とも書面審議での開催でございましたけれども、今回の第3回ということで初めて議場での審議とさせていただきます。

それでは、初めに省エネルギー対策課長の辻本より一言ご挨拶をさせていただきたいと思えます。

○辻本省エネルギー対策課長

皆さん、おはようございます。省エネルギー対策課長の辻本でございます。きょうはお忙しい中、師走の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ちょっと簡単に今の省エネの状況を申し上げさせていただきますと、昨年来ずっと議論を進めておりまして、ことしの8月にやっと震災以来、初めて政府全体で2030年に向けたエネルギー政策、俗にエネルギーミックスと申し上げていますが、それを策定させていただきました。それで、資料が分厚いんですけども、ちょっととっていただいて、資料7をごらんください。参考資料7になりますけれども、長期エネルギー需給見通しにおける省エネ対策、省エネ量推計方法についてというものでございます。ここの下のほうをちょっと見ていただきますと、省エネルギー対策、各部門における積み上げにより、5,000万KL程度と。この中で、産業部門、業務、運輸、家庭といった形でかなりの量を積算、積み上げをしております。俗によく言われているのが、オイルショック後の20年間以降と同じだけのエネルギー消費効率の改善を我々は20年間でやっていくというものでございます。

これはいろんな意味で大きな批判を受けておりまして、そこまで本当にできるのかという点、また一方で、実際、この産業部門、業務部門、運輸部門というのは、ある意味、省エネ法の規制、実際にエネルギーを使用する者もしくはエネルギーを使う製品をつくっていただく製造事業者の方々に直截的に我々、ルールを導入というのはさせていただいているんですけども、最も難しいのがこの右下の家庭部門でございます。ここでも1,000万KL、積んでおりますけれども、要は家庭の皆様方に実際に省エネ行動を取っていただけるかという意味で、我々、省エネ政策、やり始めて数十年たっていますけれども、いまだにずっと悩みながら進めているところでございます。

そういう面で申しますと、きょう、まさにご討議いただく表示の判断基準でございますけれども、俗に言う省エネスターマーク制度、これを見て消費者の方がどういう行動変革をしていただけるかという意味において見れば、我々のやっている政策、皆様方にご討議いただいている方向性を消費者の方に見ていただく、極めて非常に重要な窓口になるものであります。これをいかにして効率的なもの、意味のあるものにしていくかという意味において見れば、きょうご討議いただく内容をブラッシュアップして、実際に世の中に広めていくと、非常に大きな課題であると思っておりますので、ぜひ皆様方からの忌憚ないご指摘をいただければと思います。

よろしくお願いたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。まず、配布資料一覧がございます。議事次第、委員名簿、座席表、資料といたしましては、資料1及び資料2、その後、参考資料として、参考資料1から8までとなっております。参考資料4につきましては、この省エネ性能カタログ、これが参考資料4という位置づけでございます。

不足等ありましたら、会議の途中でも結構ですでお知らせいただければと思います。

続きまして、本ワーキンググループの座長の渡辺座長から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

○渡辺座長

専修大学、渡辺と申します。よろしくお願いたします。座らせていただきます。

きょう、今回が3回目ということなんですけれども、あんまりやった記憶がないなと思ひましたら、確かに書面審査で、見も知らない私の名前で審査をお願いとかっていうのを言っている先生方もいらっしゃるかと思うんですけども、大変失礼しました。ようやくお目にかかることができました。ただ、24日に会えるのがいいことなのか悪いことなのか、ちょっとわかりませんが、改めてご挨拶させていただきます。

私自身や何人かの委員の方々は、多分、統一省エネラベルの中にどういう情報を盛り込むかと

いうふうなところからご一緒に議論させていただいた方で、いろいろ思いのある分野だと思えます。いろんな分野で省エネを進めていかなければならないんですけれども、今、課長がおっしゃられたように、家庭における省エネというのをどう進めていくかということが非常に重要なことで、しかも、この家庭が家電製品等の電気を使う商品を購入するチャンネルというものが非常に多様化していて、新しい買い方がふえている中で、改めてどうこの統一省エネラベルというものを世の中に再アピールしていき、省エネを進めていくかというのは非常に大事なことだと思いますので、きょう、その一端の議論ができればいいなと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ありがとうございました。

次に、委員のご紹介をさせていただきたいと思えます。本来ですと皆様から一言ずつご挨拶をいただくべきところがございますけれども、時間の都合上、私のほうからご紹介することとさせていただきます。

委員の名簿に沿ってご紹介させていただきたいと思えます。飯野委員。

○飯野委員

飯野でございます。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

伊東委員。

○伊東委員

伊東でございます。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

大河内委員。

○大河内委員

大河内です。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

鎌田委員におかれましては、本日、ご欠席のご連絡をいただいております。

辰巳委員。

○辰巳委員

辰巳でございます。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

鶴崎委員。

○鶴崎委員

鶴崎です。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

西尾委員。

○西尾委員

西尾でございます。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

早井委員。

○早井委員

早井と申します。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

また、本日、オブザーバーといたしまして、関連の団体の代表の方にも参加いただいております。日本電機工業会の田中オブザーバーでございます。

○田中オブザーバー

田中です。よろしくお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

それでは、ここからの議事の進行のほうは渡辺座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 議題

① 多段階評価基準の改正について（案）

○渡辺座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

初めに、議題表によりまして、議題がきょうは①、②、③とありますけれども、その①の多段階評価基準の改正について（案）というのを事務局からご説明をお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

それでは、資料1に基づきまして、多段階評価制度の改正について説明のほうをさせていただきます。

資料1 ページ目でございますけれども、1. 多段階評価制度について、(1) 小売事業者における表示制度についてということで、これまでの経緯でございます。平成11年4月に省エネ法が改正されまして、このときにトップランナー制度に基づく省エネ基準というものが導入されてお

ます。この時点ではまだ小売事業者の表示制度というものはなく、省エネ基準だけあったという状況です。その後、平成18年4月に省エネ法が改正されまして、小売事業者の表示制度というのが規定されました。同じ年の7月にこのワーキンググループの前身であります小売事業者判断基準小委員会という会合で、最終取りまとめということで、この小売事業者の表示制度に関する運用のルールといったものが取りまとめられております。その後、1月後に小売事業者の表示のルールを定めた告示が制定されております。このような経緯をたどって、現在の小売表示制度があるということでございます。

ページめくっていただきまして、2ページ目の(2)多段階評価制度についてということでございますけれども、多段階評価制度につきましては、現在、6機器ほどございます。家庭用のエアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫、電気便座、家庭用蛍光灯器具、電気冷凍庫、この6品目を対象としております。これら6品目の選定というのは、その下の枠囲いで囲ってある(1)から(5)までの基準に従って選定した結果、今、6品目そろっている状況でございます。トップランナー基準の対象機器であること、省エネラベリング制度という制度の対象機器であること、主に家庭用で使用されるもの、機器単体としての消費量が特に多いもの、それから、多段階で比較した場合に、おおむね隣の星の並びで5%以上差がつくようなもの、こういったものを対象として選定しております。こちらイラストにありますのは、現在の多段階評価制度を含む統一省エネラベルというラベルのデザインでございまして、星の数で省エネ基準達成率を評価しております。

資料、3ページ、2. 多段階評価基準の改正についてですが、最終取りまとめのほうにおきまして、この基準、一度、基準をつくった後、見直しをせずに硬直的に行ってしまいますと、徐々に世の中の商品というのは技術がアップしますので、星の数がだんだん多いものがふえてくるということになります。そこを定期的に基準を改正することによって、年月とともに上位区分に偏ってしまうということを是正をするということを想定しております。今回は、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫につきまして、トップランナー基準の見直しを進めているところでございまして、来年の3月に新しいトップランナー基準の改正の施行を予定しておりますので、新しい基準に即した多段階評価基準になるように改正を行いたいという趣旨でございます。改正を行う時期なんですけれども、こちらは余り頻繁に多段階評価の基準を改正しますと、市場も混乱をするということで、基本は1年以上たったものを改正するというやり方で来ておりまして、今回、冷蔵庫、冷凍庫ともに1年以上たっておりますので、時期的な要件はクリアしているところでございます。

次、4ページ目でございますけれども、3. 電気冷蔵庫の基準改正について、どのように基準を改正してつくるのかというところでございますけれども、(1)省エネ基準達成機器の区切りの

位置の設定について、省エネ基準を満たしている達成率100%になるものを、どこの星の間に線引きをするかというのをまず最初に決めるということでございます。1つ星から5つ星まである中のどこに100%のラインを持ってくるとかっていうことなんですけれども、基準達成機種が2割未満の場合、2割以上4割未満、4割から6割、6割以上という形で線引きをするようなことになっておまして、今回、トップランナー基準を新たに見直して新しい基準をつくるということで、今まで市場に存在していた電気冷蔵庫の一番、省エネ性能が高いものがあります。それに対して更に将来の技術改善分を上乗せすることで、それよりも厳しい基準をつくっていますので、一時的に基準を達成したものは一台もない状態が発生しております。そのため、この基準達成機種は2割未満、0%ですので、当然2割より少なくなりますので、まず100%のラインを4つ星と5つ星の間に線引きを先ず行いたいということでございます。

次に、残った4つ星1つから4つあるまでの間の線の引き方を次、(2)のほうで見ていくわけですが、達成基準100%とその時点で一番省エネ基準達成率が低い機種との差をとります。トップランナー基準をつかったときの最も低かった機種が43%でしたので、100から43を引いたその差を4等分しまして、1つ星から4つ星の間までに割り振っていくということで、1区分当たり14.25%で、小数点以下は四捨五入して表示をするということになっておりますので、1つ星から順番に57%、72%、86%、100%といった線引きの仕方になるということでございます。

(3)といたしまして、現行基準と新基準で達成率の分布状況をこれは比較した図になるわけでございますけれども、現行基準で2つ星以上のものは全て達成しているということでございます。5つ星のものは47.6%もある。これが新基準で基準をつくり直しておりますので、5つ星、達成しているものは0%というところからまたリセットでスタートをして、これからまたこれがふえていくように、各メーカーさん、頑張ってくださいという状況になっております。

次、6ページ目ですね。こちらは参考でございますけれども、現行基準での分布、達成した機種数、星の数の分布割合、それに対して新基準ではどうなるのかという比較でございます。これは機種の母集団は異なるんですけれども、割合、傾向がどうなるかというところで見ただけだと思いますけれども、現行だと5つ星が一番多かったわけでございますが、新しい基準になりますと、一時的には5つ星はゼロ、一番多いのが3つ星の41.1%、次に多いのが2つ星、32%、その後が4つ星という順番でございます。図2のほうを見ていただきますと、これは達成率の分布状況でございますけれども、一番最高の現状のトップランナーと言われるものが97%付近に一致するような基準設定になっているということでございます。

次、7ページ目ですけれども、こちらは電気冷凍庫の多段階評価基準の作り方でございますけれども、同じようにまず100%の区切りの位置を決めるのが(1)でございます。こちらにもト

トップランナー製品に対してさらに技術を上乗せして基準をつくっておりますので、基準を満たしているものは現時点では一台もないはずということで、0%、したがって、4つ星と5つ星の間に100%のラインが引かれます。次に、残り4つの区分をどう区切っていくかということでございますけれども、(2)でございますが、冷凍庫の場合は一番達成率が低いものが59%となっておりますので、この100から59を引いた値を4等分して、1区分当たり10.25%で、小数点以下四捨五入していきますと、69%、80%、90%、100%といったラインで区切りがされていくということでございます。(3)電気冷凍庫の現行基準と新基準(案)の達成率の分布の比較ということで、こちらも電気冷凍庫のほうも2つ星以上のものは現行基準では達成したのになっております。これが新基準になりますと、達成したものは0%というところから再スタートというふうになります。

資料の9ページ、こちらは参考でございまして、現行基準の分布の状況と新基準で引き直したときの分布の状況、傾向として見ていただければと思います。新基準にありますと、冷凍庫の場合、4つ星が一番多くなります。その次に3つ星という順番ですね。下、図3のグラフを見ていただきますと、冷凍庫は冷蔵庫と比べて非常に機種が少ないので、まばらなラインではありますけれども、最高で96%という形になっております。

次、10ページなんですけれども、今回、電気冷蔵庫、電気冷凍庫のトップランナー基準の改定というのがありましたので、それに伴って多段階評価の基準、見直しをしているんですけれども、残りのエアコン、テレビジョン受信機、電気便座、家庭用蛍光灯器具、これらにつきましても、改定する必要がないかどうかということで点検をしております。最終取りまとめの点検のルールとしましては、基準設定時の割合と比較して30ポイント、3割以上増加している場合には見直しを検討するという事になっているんですけれども、点検の結果、そのような機器はありませんでしたので、今回の改定は冷蔵庫、冷凍庫だけになるということでございます。

11ページ、エアコンですね。エアコンだと1.0%の増加で、これが30%には届いていないということでございます。12ページ、テレビジョン受信機が3.8%、電気便座、13ページ、こちらは17.3ポイント、14ページ目が家庭用蛍光灯器具、こちらは達成しているものが若干減っております、0.7ポイントほど減っております。このような状況でございまして、冷蔵庫、冷凍庫についての基準を改正するという事で進めさせていただきたいと考えております。

説明のほう、以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございました。多段階評価基準の改正についてということで、冷蔵庫と冷凍庫の基準の改正とその他の品目については改正しないということのご報告です。

ちなみに、冷蔵庫というのは、冷蔵機能だけの場合と冷蔵・冷凍機能がある場合も含めてということですね。冷凍庫というのが冷凍機能のみの場合ということだそうです。

以上の原案に対しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。ご発言を希望される方におかれましては、ネームプレートを立ててお知らせいただければ幸いですというのがト書きに書いてあるんですけども、立ていただいてもいいですし、手挙げていただいても構いませんので、ご自由に。また、どなたかの発言中に発言したいなと思われましたら、立てていただいても。こういうことですか。こういうことをすると、指ささせていただくということだそうです。そういうシステムだそうですので、よろしくをお願いいたします。

まず、どなたかから口火を切って――すみません。見えてなかった。辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

現状、ほとんどいい星ばかりついているような状況にあると、冷蔵庫、冷凍庫に関してはね。それで改定するというところで、趣旨は大変よく理解できました。ただ、この移行期の間ダブって出てくるようなことがもし起こると、混乱が起り得るなというふうに思ったもので、それについてはまたご説明あるのかどうか。

ただ、ご説明いただきたいということと、もう一つは、私たちからすると、星がたくさんついているものがやっぱりいいと単純に判断しますもので、達成品、例えばエアコンの星と比べていて、エアコンでは5つあるのに、何で冷蔵庫は5つ欲しいのになのかとか、そんなふうな疑問を持つ人もいるのではなかろうかというふうに思っていて、星で比較するというときの、冷蔵庫どうしを比較するときは、それはそれで共通で全くいいのですが、テレビとかエアコンとかと見比べながら見ると、えーっ冷蔵庫はどうして星が少ないのと思わないかなというのが2つ目の疑問なんですけれども。少しご説明いただきたいと思います。

○町田省エネルギー対策課長補佐

1つ目のご質問の移行期の話ですね。まず、トップランナーの基準のほうも同様の事情はあるんですけども、トップランナー基準のほうは強制、従わなければ罰則等も含めてという制度なものですから、経過措置を設ける予定でございます。それは通常、1年間の経過措置を設けております。今ご審議いただいております小売表示のほうは、努力規定になっておりまして、そういう意味でいくと罰則などはない制度ですが、混乱を避ける必要はあるのかなということでございます。

平成18年にこちらのワーキングのほうで取りまとめのほうをしているのですが、そちらのほう

ではやはりトップランナー基準の経過措置の期間中に古いほうの基準に基づく表示をしている場合には、小売のほうの表示も古いほうでそれに合わせた表示でいいというルールとなっております。そういう運用が決められている中で、実際の現場でいかに混乱なく進めていくかということになるかと思うんですけれども、およそ1年間の経過措置の期間中の中で、なるべく早い時期に切りかえをしていただきたいというのが1つと、切りかえをするに当たっては、できれば余り混在しないように、全社同時にタイミングを合わせて表示を切りかえをしていただきたいということで、業界、冷蔵庫の製造メーカーさんの団体及び家電量販店さん等にもお願いをしているという状況でございます。状況としては以上のような状況でございます。

もう一つ、同じ店の中でエアコンは5つ星があるのに、冷蔵庫は最高で4つ星になってしまうという、まさにおっしゃるような状況というのは起こり得ると思います。こちらにつきましても、大手の家電の量販店さんも含めてということになるかと思いますが、販売員さんにそういった、なぜ冷蔵庫で4つ星がなくなるのかとか、そういったところも含めて、よく周知をしてもらえるような形で依頼のほうをしていきたいと考えております。

あと、参考資料4で添付させていただきました省エネ性能カタログですけれども、このカタログは家電量販店ですとかその他消費者が目にとまるようなところに大量に配布をして見ていただくようなものですが、この中に省エネラベルの見方の説明なども書いている部分もございますので、これは、今、冬版お配りしていますけれども、来年の夏版というのがまた出ますので、その編集の際にはそういったご指摘の事情も含めて説明に入れて、販売店の販売員さんへの周知とか、そういったところにも使えるような形に持って行きたいと考えております。

状況としては以上でございます。

○渡辺座長

いかがですか。よろしいですか。

○辰巳委員

いいですか。すみません。さっき言い忘れましたので。量販店の話はよくわかっていて、量販店が表示してくださっているのも見せてもらっていますので。ただ、ネットでの販売というのはどうなるのでしたっけ。すみません。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ネットでの販売についても、今回改正をしますので、その点は周知する必要があると考えております。ネットにつきましては、改正の周知はもちろんですけれども、そもそも論として、ネット販売の小売にも、この省エネラベルの努力義務がかかっているんですよという、そっちの周知からして、周知のほうはしているのですが、なかなか浸透してないというところもありますので、

そういった再周知も含め、改定の周知を図る必要があると考えております。大手量販店さんのようにシステム化され、周知、ルートが明確化になっているところと比べると、浸透には時間が若干かかるのではないかと考えております。

○辰巳委員

状況はわかりました。

○渡辺座長

お願いします。

○飯野委員

このラベルなんですけれども、基準が変わるとこのラベルも変わるわけですか。これはどんなふうになるのでしょうか。

○町田省エネルギー対策課長補佐

基準が変わって変わるのは、星の数です。

○飯野委員

だけで、この形とか色とかこういうのは同じわけですか。

○町田省エネルギー対策課長補佐

現状、本日のご議論を踏まえて変えようとしている部分は、星の数だけということになります。

○飯野委員

ということなんです。そうすると、これですと、一斉に今の経過措置1年とおっしゃったんですけれども、古いものはそうすると全部はがして、張りかえるということですよ、やり方としてはね。在庫のものは張りかえるということですよ。それで、ここを見ますと、2013年度版というふうに書いてあるんですけれども、そうすると消費者は、ちゃんと張りかえてくださればいいんですけれども、ちょっとそのあたりがどうなのかなと。きちんと張りかえていただき、もしかあれだったら、この色が変わるとか、この今現状、緑になっているのが色が違うんだとか、一目でわかるようにしていただけるとよりいいかなというふうにちょっと思いました。

○町田省エネルギー対策課長補佐

色までは変わらないんですけれども、ほかに変えようとしている、失礼しました、星のマークの部分は変わるんですけれども、この省エネカタログの10ページを見ていただきたいんですけれども、10ページの左下に統一省エネラベルのデザインあると思いますけれども、この左上ですね、ラベルの左上に2015年度版というのが書いてありまして、これはラベルを印刷した年度の数字なんです。これを見ていただくと、いつ、ことし印刷したものなのか、去年、おとし印刷したものなのかというのがわかるような形になっております。いつの基準に対しての達成率なのかと

いうのは、もっと下を見ると、eマークというのがあるかと思うんですが、このeマークの下に目標年度、これは2010年度と書いてありますけれども、これが新しい基準だと2021年度ということになるので、ここで見分けていただくようなシステムになっているということでございます。この辺りは、見方を知らないとわかりにくいとは思いますが、販売店さんにここら辺は周知のほうはお願いしたいと考えております。

○渡辺座長

それでは、西尾委員、お願いいたします。

○西尾委員

ありがとうございます。

今、発言すべきかどうかはちょっと迷っていたのですが、この制度はメーカーさんの努力によって、厳しいトップランナー基準にのっとり、優れた省エネ家電が販売され続けること、また、消費者がそれを正しく評価し、それが購買選択基準となることを推進させる制度だと思います。そのために、ラベルには多段階評価などのさまざまな情報が載っています。しかし実際に、消費者はこの制度のことやラベルの読み方をきちんと理解しているのでしょうか。あるいは、それを学習する機会があるのでしょうか。例えば、子供であればエコ教育という中で教わるかもしれませんが、そうじゃない大人たちはどのように学習するのでしょうか。カタログを見ればわかりますというのはなかなか大変なことです。そう考えると、やはり小売店舗や流通の方々による購買場面での情報提供というのが重要な役割をもつと思います。最近ではネット販売を利用する消費者も増えてきましたが、ネットの場合、それぞれ画面上に省エネラベルをつければよくて、しかも、これは何とと思ったら、クリックすれば詳しい説明を示すこともできるかと思います。特に、ネットの場合、人を介さない販売ゆえに消費者側にちゃんと情報が伝わるよい仕組みが必要だと思いますので、ぜひともそこを徹底していただけるようなことを考えていただきたいのがお願いの1点目です。

それから、2点目としては、以前は、このラベルに基づいて省エネ家電を積極的に販売している小売業者を表彰するという制度があったかと思いますが。その店舗を幾つか見せていただいたときに、実際に店舗の販売員の方々に質問するとラベルや省エネ度についてきちっと教えてくださいました。省エネ基準を達成しているすぐれた商品ほど価格が高くなる傾向がありますが、店舗によっては積極的に値引きプロモーションをかけて、省エネ的にも優れた家電がより売れるような戦略をとっていたりしました。省エネ家電はちょっと価格が高いけれども、いろんなことを考えると省エネ家電にしようかなと思った消費者も結構いたと思います。

もちろん、小売店舗さんの中にも、省エネ家電が普及するようにすごく頑張っていらっしゃる

ところとそうでないところがあります。別に表彰制度を復活してくださいと言っているわけではないですが、メーカーだけでなく、小売や流通業者も省エネ家電を消費者に積極的に推奨させるような制度や仕組みが必要だと考えます。この制度が普及するための働きかけや仕組みづくりはこの委員会のミッションではないかもしれませんが、この点についての対応も必要だと思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。いろいろ重要な論点が出てきているかと思うんですけども。ちょっと整理すると、何人かの方が発言していただいていることと言えば、一つは、移行期の措置というのはどうなっているかということで、現状の制度の説明がありましたと。それでわかりやすいかどうかという議論があつて、すぐに変えるわけにはいかないんでしょうけれども、移行期の旧基準での表示のされているものと新基準で表示されるものと、どううまく消費者に伝えていくかという問題が大きな一つだと思います。

それから、もう一つは、ネットの問題が、これもなかなか解決難しいんですけども、ネット販売においてこのラベルの扱いがどうなっているかということなんですけれども、今ちょっとスマートフォンから某量販店のサイトを見たところ、なかなか省エネラベルまでたどりつかないって、どこにあるのかわからないって。量販店でさえそう、もしかしたら関係者の方がいるかもしれないですけども、表示できているところもあるかもしれませんけれども、たどりつかない現状にあつて、ネット業者だけではないのかなという。ネット専門の問題になりがちですけども、ネット専門だけではなくてということですね。パソコンから見れば見られるのかもしれないですけども、多くの消費者が今、タブレットとかスマートフォンからアクセスする人が多い中で、でも、ここにそれを表示したらごちゃごちゃしちやつてという問題もあるのかもしれないですけども、そのネットの問題がありますと。

それから波及して、どうこの制度をより消費者の間に普及させていくか。かつての表彰制度の、悪夢とは言いませんけれども、大変な秋冬を過ごしたことをちょっと思い出したりしましたけれども、そういうようなことも含めて、どう周知していくのかということ、小売の力をかりながら消費者に周知していくことが望ましいやり方だと思いますので、あるいは、消費者に直接訴えていくということもあるでしょうし、そういったことをどうお考えかという。

大きく分けると、3つぐらいの議論があるかと思います。そこについてどうお考えでしょうかということなんですけれども。

○町田省エネルギー対策課長補佐

移行期の取り扱いにつきましては、メーカーの団体さんと大手家電量販店さんとの間で調整の

ほうも進めていただいているというふうにお聞きしておりますので、もしよろしければ簡単に状況、概略、田中オブザーバーからご紹介いただけたらと思います。

○田中オブザーバー

業界団体としましては、スムーズな切りかえということを目指しまして、今のところは、3月に法律が変わりますので、トラブルが一番少ないタイミングということで、一応連休明けぐらいを想定しておりますけれども、5月にカタログの一斉切りかえをしたいということを考えております。それに基づきまして、今、大手の量販さん、それから地場の電商さん関係、その辺に対して、こういう今回の改正の内容とタイミング、及びその実際の実施に対してのお願いをして回るということで、段取りを進めております。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ありがとうございました。

2つ目のネット販売でございますが、大手のショッピングモールを運営している会社さんですとかショッピングサイトを運営している、幾つか複数あるかと思うんですけれども、特徴としまして、そういうショッピングモールを運営、サイトを運営している大手の会社さん自身はここで言う小売事業者さんではなくて、そういったショッピングモールに出店している個々の販売店がここで言うところの小売事業者に当たるという状況がございまして、周知するに当たっては、また、大手ショッピングモール運営者自身は販売しないんですけれども、そういった運営者を通じて、個々のショッピングモールを利用している個々の小売店舗、非常に多数あるわけなんですけれども、そういったところにも周知をしていただくような、協力をお願いをしているという状況でございます。幾つかそういった大手の運営者様には、周知のほうをしますということで、ご協力いただいているところでございますが、いかに個々の店舗さんに浸透させていくのかというのは、課題があると思っております。

どうしても、ショッピングモールを運営している者から個々の小売の店舗に対する連絡事項というのが山ほどあるようでして、やはりこの省エネ法の注意事項だけが連絡事項ではなくて、山ほどある中の一つという事情もあり、なかなか今の家電を販売している人にキャッチしてもらえような周知の仕方というのを工夫できないものかというところは課題であると考えております。おおむね、全部というわけではないんですけれども、協力の依頼をさせていただいた複数の大手のショッピングモール、ショッピングサイトの運営者様には、前向きに検討しますという形でお返事はいただいておりますので、そういったチャネルを使って今後浸透させていくことは、ある程度は可能であると考えております。

○渡辺座長

量販店のネットのサイトはどうか。

○町田省エネルギー対策課長補佐

量販店さんのほうはもう十分わかっていらっしゃるので、表示するようにしますという形ではお話をいただいておりますが、先ほど座長が試してみたら見つからなかったというケースもあるかと思っておりますので、そこら辺は事務局のほうとしてももう1回よく点検をして、依頼の仕方などを工夫していきたいと考えております。例えば、リンク先をクリックするとエネ庁の説明しているリンクに飛ぶとか、そういったことは用意はしているんですけども、うまくそういった販売のサイトの中でリンクを張りつけてもらうとか、お願いの仕方のほうも工夫していきたいと考えております。

3つ目のかつて表彰制度があったというお話ですけれども、普及をどのようにさせていくのかというところは、新しいやり方を考えていかないといけないのかなということもありますので、引き続きこちらのほうで検討して、何らかのより普及に効果的な体制のあり方のようなものを考えていきたいと考えております。今のところはアイデアとしてはまだ持ち合わせておりませんが、何かあればまたご意見いただければと思います。

○辻本省エネルギー対策課長

ちょっと今の補足で申し上げますと、ネットの関係でいいますと、確かにどういう情報を出すかが非常に重要だと思っております。固有名詞で申し上げますと、価格.comさんと我々はよくやりとりをしています。ああいうふうには比較サイトで、比較の一つの要因としての、値段だけではなくて省エネ性能というのをどう出していくかというのを、まさにどんどん比較していただくという形で、ああいうふうな形での訴求力があるところに、こういうふうな省エネ性能の違いといったものをどう画面上に出していただくかという形での議論を進めております。これをさらに強化することによって、消費者選択の際に価格だけではなくて、省エネ性能が結局はお得なんですといったものをどう出していくかという形に、ぜひ我々も進めていこうという状況であるのがまず1点であります。

2点目が、このお話になりますと、我々経産省だけじゃない、環境省さんを含めて、省エネ全体の国民運動という、CO₂を含めた話なんですけれども、これを政府全体として強力に推進していこうというふうな流れに今なっております。したがって、環境省さんが今、クールチョイスというのをやっていますけれども、そういった中でも運動をどうしていくかという点を、まさに来年度以降、かなり本格的に展開をしていく予定ですので、そういった国民運動的な働きかけを含めまして、このご討議いただいた内容を、サーバーはここにあるものですから、これをどう出していくかというのをさらに進めていきたいと思っております。

ただ、ぜひお願いは、どういうふうに訴えれば消費者の方に効くのかというところが、我々はなかなかわかりかねているところもあるものですから、後日でも結構なんですけれども、こういうふうなやり方がある、こういうふうにするとより訴求力があるんですといったものを、委員の先生方からメモ書きでも結構ですのでいただければ、それをいただいて、我々のほうがまたさらに検討していくというふうな流れにぜひできればと思いますので、その点をお願いいたします。

○渡辺座長

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。今、大手の量販とそれからネットの話が出たんですけれども、地方でなかなか大手量販に行けない方たちは、まだまだ家電の小売屋さんを利用されていますよね。大手でやっているようなお店ではなくて、系列であるような。小売店の連合会がありますよね。ああいうところではどうなっているのかお聞きしたいなと思います。結構、買いかえをしようというのは年配の方も多いうふう思うので、ネットに簡単にアクセスできない人もいらっしゃるだろうと思っていて。今、大手量販とネットの2つしか出なかったような気がしました。普通の小売店はどの様な状況にありますか。

○町田省エネルギー対策課長補佐

町の電気屋さんの団体がありまして、こちらの団体さんも全国それぞれの都道府県の団体の代表の方が集まって、全国の会議というのを定期的に行っておりますので、そういった場を利用して周知のほうをさせていただいたことも過去にはございます。今回もこのよう改正がありますので、そういった機会を、例えば理事会とか、そういった会合の理事会のこまで何分かいただいてちょっと周知を図るとか、そういった形で進めていきたいなというふうに考えております。

○辰巳委員

それは把握されているんですか、数とか。私、家電リサイクルの関係でちゃんと対応してくれるかどうかというのに長くかかわってきたんですが、小売と言ったらいいんですかね、小売の方たちもすごい数があるんですよね。そんな中、ちゃんと対応できるところが少ないというか、あんまりやりたくないという感じの意見を聞いたりしたこともあったりしますもので。だから、その団体があるのは知っていますが、その団体に加盟しているような人はやってくれるのでしょうか、そこまでは無理な話なのかどうか気にかかります。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ネット販売もしていなくて、独立の店舗で団体にも加盟していないとなると、個別にはなかなか難しいところはあるのかなというふうには思います。

○辰巳委員

どういう状況にあるのかがもしわかれば。

○伊東委員

じゃ、ちょっと差し支えなければ。すみません。私もちょうどこの制度ができたときからちょっとずっと委員をさせていただいているんですけども、できました初年度に実は普及のために取り組みをしようということで、資源エネルギー庁さんから少し予算もいただきまして、全国で実態調査というふうなことをやるというふうなことを実は、あれは2006年か7年だったかちょっと忘れたんですけども、やらせていただいたときに、東京でもそれこそ主婦連さんのところのグループの方々にもお世話になったりしまして、いろいろ見てました。

当時はやはり今、辰巳委員のほうでご指摘のあった小型の店舗については、メーカー系列というのが結構しっかりとしていまして、パナソニックさんであれば、パナソニックの販売会社さんを通じてこういった仕組みを周知したり、シャープであれば、シャープの販売会社さんというふうなところが結構きちっと機能されていて、そういうところで頑張っているところは結構、省エネラベルの表示であったりですとか、そういうようなこともかなり取り組んでいただいていたのかなというふうに思います。

ただ、今、少し状況がそういう意味では変わってきておるところももしかするとあるのかなというふうに思っています。改めて少しそういったようなところを、どういった形で表示をするべきなのかどうなのかと。そのようなチャネルを通じてそういった販売店さんが情報を入手されて、取り組みをされているのかなというふうなところについては、エネルギー庁さんのほうでも少しまた洗い出していただいて、そういった効果的な訴求というんですか、販売店さんへの周知等々というふうなことについては検討していただいてもいいのかなというふうに思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。地域店という言い方をしますですね。多分、少子高齢化というのが、追い風とは言わないかもしれない、微風程度吹いて、ちょっと元気になっている地域店もあるやに聞いていますので。こういう会合には大体今まで地域店の代表の方がいらっしゃって、メーカー系列から情報を周知すると同時に、全国団体から周知していくということもされていまして、ぜひその周知についてはお願いしたいということだと思います。

○田中オブザーバー

先ほど言いましたように、5月の一斉切りかえに向けまして、説明するお相手さんには入っております。そちらのほうの団体さんを通じて、各地方には徹底をしていただくという形になりますけれども、すみません、私どもの把握できてないのは、その団体さんにすら入られてないお店

がどれぐらいあるかでございます。ただ、メーカーから直接卸しているところは、メーカールートでもある程度のフォローができると思っております。

○辰巳委員

ちょっといいですか、もう少し。しつこくてすみません。その小売店舗がどのくらいの数があるとか、そういうのは把握されているんですか。もちろん、団体に加入しているところは把握できるのですが、そうじゃないのも含めて、小売店舗が何万店舗って、3万とかって聞いたかな、すごい数があるんですね。そういうのって、どこがどういうふうに正確に把握していらっしゃるのでしょうか。

○渡辺座長

リックとかありますよね。

○田中オブザーバー

それぐらいだと思います。

○渡辺座長

あと、商業統計、去年ちょうどやって、これから、今、出ていますけれども、国の統計レベルでは出てきますので、それを追いかければ、個店まで追いかけられると思うんですけれども。

○町田省エネルギー対策課長補佐

今後の情報整理の中で、いただきましたご視点も含めて整理をしていきたいと思っております。

○渡辺座長

ネットについては、いわゆる、個別企業名を出してはあれですけれども、楽天さんのようなプラットフォームで個々の店舗がぶら下がっている場合は、確かに個々の店舗に行かなきゃいけないんでしょうけれども、大手量販がやっているサイトについては、ネットのよさをもっとうまく生かして、小っちゃい画面の中で全部、統一省エネラベルを見せるのは難しいのかもしれないですけれども、単にリンクを張ればどこかへ行けるよみたいなんじゃ、ちょっと余りにも不親切ですから、もうちょっとうまい表示の仕方をご検討いただいて、それが競争力になるような、私が意見を言うのもあれですけれども、そう思います。

それともう1点は、すみません、物によって、6機種の中で買い方がかなり異なると思うんですね。エアコンであるとか便座であるとか、冷蔵庫もそうですかね。注文して据えつけて設置するまでいろいろ手間がかかるものの買い方と、蛍光灯とかテレビとか、買って自分でつなげりゃいいものの買い方って多分違うと思いますので、それも意識しながら、どういう買い方をするかということ意識して、ターゲットをより明確にしてアプローチするのがいいのかなという気もするんですけれども。すみません、私が意見言って。

○伊東委員

すみません。今、座長からもご指摘がありましたような、さまざまな購買形態が多様化してきているというふうなところがやっぱりあるかなというふうに思います。ちょうど、これは私も資料をひもといていましたら、ここのワーキンググループの前身の小委員会ができて、このラベルの中身の検討を始めてちょうど10年になるのかなというふうに思っております、そのときにはかなり何を表示するのか、どういう文言を入れるのかということで、結構けんけんがくがくとさせてもらったというふうなことは記憶としておるんですけども。10年たちますと、やはりいろんなデザインの風潮であったりですとか、あと、そういった購買チャネルの多様化というふうなところがあるのかなと。あと、この間、字数が変わったりですとか、消費電力量の計算の仕方が変わっていくというふうなところの中で、やっぱり背景に例えば住宅環境が変化して多様化しているというふうな、温熱環境が多様化しているというふうなところもあるかと思いますので、そういったようなことも踏まえつつ、これは来年度以降の課題ということでもいいかと思うんですけども、少しラベルデザインそのものをリニューアルをしてはどうかと。

やはりできたときは、2006年の時点では、このラベルの中に全てをなるべく表現しようということで、非常にいろんな文字を入れてやったわけなんですけれども、我々のほうでもそういうふうな形にしようということで意見を出したわけなんですけれども、やはり今、店頭で見ていると、ちょっとごちゃごちゃした感じのところは印象としてはあるのかなと。少し、そういった意味では、今、我々はスマホとかでそれこそ店頭でもパッとかがざしてQRなんかを取り出すと、いろんな付随する情報はとれますので、ある意味、ラベルそのものは非常に例えばシンプルに星印と電気代だけがわかると。それ以外のさまざまな情報、例えばうちの家で使ったら実際にどれぐらいの電気代になるのかなとかですとか、うちの家にある古い製品と比較したらどれだけ電気代が下がるのかとか、そういったようないろんな情報については、例えば、資源エネルギー庁さんのほうでポータルサイトか何かをこさえていただいて、そこにラベルを通じてアクセスをすることができるとか、何かそういったような仕組みの中で、少しラベルそのものはシンプルにして、いろんな今の販売店での表示もそうですし、そういったネットショップでの表示においても少し表示がしやすくなる、視認性が高まるような仕組みというふうなものを、この10年たったということを一つの区切りとしまして、少し、来年度以降ぐらいでもいいと思うんですけども、検討してみたいかなというふうにちょっと私のほうから提案させていただきたいと思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。非常に前向きな幾つかご提案、ご質問が出ておりますので、これはぜひ事務局のほうでご検討ください。今の議題は基準の改正なんですけれども、これについては特

段ご意見がないということで、とりあえず、ちょっと時間の関係があつて申しわけないんですけども、基準の改正案についてご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○渡辺座長

また後ほど議論の時間も若干あるかと思しますので、とりあえず第1議題についてはご了解いただいたということで。

② 年間の目安電気料金の改正について(案)

○渡辺座長

続きまして、第2議題、年間の目安電気料金の改正について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

それでは、資料2に基づきまして、年間の目安電気料金の改正についてご説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページ目でございますけれども、こちらは小売制度の経緯を書いております。先ほどの資料1の多段階評価基準の資料に書いてあったものと同様な内容ですので、説明のほうは割愛させていただきます。

2ページ目の(2)年間目安エネルギー使用料金の表示でございますけれども、こちら、この枠で囲ってある(1)、(2)、(3)、こういった基準を踏まえて、現在、14品目が対象となっております。まず、トップランナー基準の対象機器であること、主に家庭用であること、それから料金の算出方法が存在すること、こういう要件を満たすものについて目安の年間エネルギー使用料金等の表示対象とさせていただいているところでございます。

3ページ目でございますけれども、2.電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の年間の目安電気料金の改正についてでございますけれども、こちら、来年の3月、トップランナー基準の改正の施行を予定しておりますので、それに即して新しい電気料金のルールをあわせて改定する必要があるということでございます。

電気冷蔵庫でございますけれども、①年間目安電気料金の算出方法というのがありまして、こちら、ここで数式が書いてあるんですけども、 $E \times Z$ ということで、このEというのは年間消費電力量ですね。Zというのは目安電力単価といたしまして、現在、1キロワット時当たり27円で統一的に使われている数字なんですけれども、この27円に年間消費電力量を掛けたものが年間目安電気料金ということで算出されております。今回変えようとしているのは、このEの出し方でございます。電気冷蔵庫のエネルギー消費効率といたしまして、現在、日本工業規格C9801-

(2006)といいますが2006年につくられたJ I S規格をもって測定した結果を採用するというふうになっております。これを電気冷蔵庫のトップランナー基準の改定にあわせまして、C9801-3(2015)といひまして、2015年になってから新たにJ I S規格化された測定法があるんですけども、こちらに基づいて出てきた年間消費電力量をこの数式のEの値として使うということを予定しております。

次に、②番、注意事項の部分ですけれども、これは年間目安電気料金の金額の情報と共に提供する内容でございます。年間の目安電気料金は電気冷蔵庫の平均的な使用実態を踏まえてとありまして、さらに括弧書きで、どういう周囲温度の条件ではかったときなのかといったことが書いてございます。

ちょっと参考資料3を見ていただきたいのですが、これは現行の小売の表示の基準ですが、参考資料3の6ページの真ん中よりちょっと下、7-5、注意事項と書いてあるあたりがあると思うんですが、これは冷蔵庫の年間目安電気料金の情報と共に提供する注意事項ですが、現行ですと、周囲温度は、使用実態の次ですね、括弧、周囲温度30℃及び15℃と。冷蔵庫の扉の開閉回数が1日当たり35回開閉する測定条件で出していますということですが、測定方法が変わりまして、まず周囲温度が32℃と16℃というふうに数字が変わったということと、あと、扉の開閉回数というのが今回、測定方法がI E C規格という国際規格化されたものを採用しているんですが、国際規格化するに当たって、扉の開閉を35回、試験中に開閉するとなると、日本国内だけで試験をしているときはまだよかったです、世界中の試験所で同じ条件で35回開閉すると、開閉するときの強弱とか、ちょっと丁寧さとか開閉のスピードとか、そういうところもそろってないとばらつきが大きくなってしまうということで、開閉の回数自体は冷蔵庫でいうと2回だけにするようにしております。

試験の再現性を考慮して、そこは開閉を少なくして、かわりに周囲温度のほうで補正するような形で開閉しているという事情がありまして、ちょっとそこら辺を反映するという、扉開閉回数は記載は削除して、かわりに、負荷投入といひまして、決まった温度、決まった容量の水を冷蔵庫に1回入れて、一緒にそれも冷やすような形で、その冷やすのにどれだけ電力を食うかということも含めて測定するような形をとっておりますので、そういった条件に書きかえようということで、冷蔵室・冷凍室の負荷投入といった記載を注意事項の中に入れてはどうかということで検討しております。

電気冷凍庫につきましても、同じく試験方法、日本工業規格C9801-3(2015)というものを使っていきまして、最後、4ページ目なんですけれども、その価格を表示する際の注意事項として、同じく周囲温度の話を入れるということと、扉の開閉回数、冷凍庫の場合は1日当たり8回とい

うのがあったんですけれども、こちらも1回に減りますので、開閉回数の話はやめて、冷凍室の負荷投入といった条件のほうに変えてはどうかということで検討しております。

資料2の年間目安電気料金の改正についての説明のほうは以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。これは消費者に直接示すというよりも、小売事業者の方に示して理解をいただくという、そういう性格の文書だという理解でよろしいんですか。文書というか、改定の趣旨は。

○町田省エネルギー対策課長補佐

改定の趣旨は、もちろん消費者に対してもということではありますけれども、小売の販売員の方がまず理解いただいて、消費者の方に伝えていただくようなことを想定しておりますので、最終的にはお店の人と消費者、両方見ていただく想定しております。

○渡辺座長

いかがでしょうか。地球温暖化の影響なのか、基準が変わったりしていますけれども。

辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員

測定方法が変わったので、当然、電気料金も変わってくるというのは当たり前の話で、納得ではありますが、何が言いたいかといいますと、来年の4月から小売電力の自由化が始まり、それで小売の電気事業者を私たちはチョイスできるわけで、家庭によって電気の単価が違ってきます。だから、電気料金が27円で固定という括弧は、今のところはそうでしょうけれども、今後どういうふうにしていくのかがちょっと私はよくわからなくて、どういうふうになるのですかという質問です。もちろん同じ単価で計算していただかないと比較はできないので、同じ単価にはなるのでしょうか、どうなるのかを伺いたい。

○町田省エネルギー対策課長補佐

この27円という単価の出どころということにもなってくるかと思うんですけれども、今回の資料にはおつけしてありませんが、公益社団法人の全国家電電気製品公正取引協議会という団体がありまして、こちらのほうで家電製品の広告媒体、テレビ、新聞、雑誌、カタログ、取説、ホームページ、そういったところで電気使用料金に関係するような記述をする場合のもとなる電気の料金、単価を統一したものを使うという取り決めがあるんですね。そちらで取り決めたのが27円で、これが平成26年4月に1回、もともとその前は22円だったんですけれども、日本全国各社の電力会社の電気料金を踏まえて27円に改定したという経緯がありまして、こちらの小売表示のほうでもそれにならって27円というのを使用させていただいております。今後、こちらの27円と

いう数字がさらに改定されるようなことがあれば、改定後の価格に合わせて小売表示のほうも一斉に見直していくことになると考えております。

○辰巳委員

何か統一されたものが出てくるのだと考えていいということですね。ただ、消費者がこの金額を見たときにどういうふうに理解するかというと、これを我が家で使ったらどのぐらい払うんだろうなというふうに多分、理解すると思うんですね。そうしたときに、過去に、試験方法の見直しが起こったように、書いている料金の金額とえらい違うんじゃないかという話が起こったりしましたが、そのあたりの疑問を持たないのでしょうか。この料金、目安とは書いてあったとしても、自分が使う電気の料金というふうには見ないでほしいというような意図のものなのか。どういうふうにこれを見るかということなのですが。ちょっと言い方がわからないのですが。すみません。

○辻本省エネルギー対策課長

ご指摘の点が、実はトップランナー制度はいろんなことが出てまして、最もわかりやすいのは自動車のカタログ燃費と実燃費の違いということであります。まさにここが出る、これは金額で4,840円ですか、というのがカタログ燃費に近いものでありまして、辰巳委員がおっしゃったのは、感覚的に違う部分があるんじゃないかということかと思えます。一つ言えるのは、省エネ法のこのトップランナー基準に基づいて、ある一定の計算式、27円使いつつもこれは目安としてのカタログ料金、燃費値みたいなものという位置づけだというふうに我々は考えています。

一方で、これは自動車のほうでも議論をされていますけれども、実燃費問題というのはよく出てくると。一つの自動車の例で申し上げれば、実燃費を我々は極力公表する方向で、これはエコドライブを促進するという観点から、自分の運転が果たしていいのか悪いのかというのを見てもらう観点から、実際にどういうふうな実燃費が出ているかというのを出していこうというふうなものは、省エネ小委員会のほうでもご討議いただきまして、その方法で考えているところであります。

その意味で、実際にじゃあ、この例えば冷蔵庫の4,840円がどうなのかというところについて、実電気料金みたいなものですがけれども、このところについてはまだ我々、策を持ち合わせていませんけれども、一つ今、これも方向性として省エネ小委員会、上の委員会で示されているのは、電力小売の事業者さんが自分が販売した需要先に対して、あなたのエネルギー使用の実態はこうなんですといったものを、より情報を提供していく方向があるんじゃないかというふうな方向性はいただいています。我々は、恐らく来年度になると思いますけれども、その方向で議論を深めていく予定としています。まさに一人一人の実燃費といいますか、一人一人の冷蔵庫の電気代

を考えるときには、自分自身の使い方のところまで行かないといけないものですから、そうなる
と、まさにこの場合でいえば、電気を供給している事業者、小売事業者の方が各家庭に、例えば
電気家計簿とか東電さんのほうから出されていますけれども、その延長線上にある情報提供を
どう考えていくかというのが我々の次のテーマになっているということでございます。

○渡辺座長

お願いいたします。

○鶴崎委員

今ご説明いただいたところに関連して、冷蔵庫も含めて、この省エネカタログにもありました
けれども、環境省でもしんきゅうさんがつくられて、その中には、実際のご家庭の使用状況を入
力すると、より詳しく照会できるような機能も盛り込まれていたかと思しますので、そういった
ものもあわせてうまく使っていただくような、そういう呼びかけ方も必要なのかなと思っていま
す。

もう一つ、質問といいますか、今ご説明いただいた資料のほうに関して、3ページのところで
注意事項があったかと思えます。ここだけですます調なんですけれども、これをカタログなどに
表記するときに、こういうものをちゃんと書いてくださいという趣旨で位置づけられている文章
かと思うんですけれども、冷蔵庫に関しては割とシンプルに今までもつくられてきていたかなと。
使用実態は、24時間つけっ放しということでそんなに大きく変わらないという面もあったかと思
うんですが。

ちょっとこれ今、見ると、例えば32℃及び16℃って2つ書いてあることが、消費者の方にとっ
てどういうふうにとめられるか。より丁寧に言えば、それぞれ何日分ずつ想定したというこ
とがあったかと思えますし、それから、負荷投入という言葉もちょっと難しいのかなという印象
を受けてまして、一般の消費者からすれば、食品とかわかりやすい言葉を使っていたほうが望ましい
のではないかなと感じます。負荷という言葉が食品という一般名詞にしているのかどうかは、判断基準
として出すものだと思いますので難しいところがあると思うんですが、ただ、
よりわかりやすい表現を心がけたほうがいいのか。これが余り長くなるとよくないのかなと思
いながら迷っていたんですけれども、今、参考資料3のほうを拝見すると、エアコンは表も含
めて相当ボリュームのある内容で注意事項を記載されていますので、より丁寧な表現を心がけた
ほうがいいのか。ただ、一方で、ラベルに載せるときにはよりコンパクトに当然なると思
いますので、そこは使用実態等をキーに算出して、ご家庭の状況、使用実態や電力会社によって異
なるという、シンプルな表記のほうが望ましいとは思っています。

以上です。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ご指摘の点、すごくもつともでございますので、消費者にわかりやすいという観点から、表記のほうをもう一度検討させていただきたいと思います。

○渡辺座長

西尾委員さん、立っていませんでしたか。

○西尾委員

鶴崎委員がおっしゃってくださったことと重なりますが、1つだけ確認させて下さい。2ページ目にあるラベルには、現在のところ4,840円の下に2行で細かく表示されていますが、そこに今おっしゃっていたような27円で云々といった情報を記すわけではないですよね。ラベルの中に記すのではなく、それ以外のところで、例えば、目安電気料金は使用状況や電力会社等により異なりますとか省エネ性能の高い商品を選びましょうという表示をするという意味でしょうか。この点を確認したかったんですが。

○渡辺座長

いかがでしょうか。

○町田省エネルギー対策課長補佐

ご指摘のとおりかと思います。注意事項として文言というのは告示のほうに記載されているところでございますけれども、多段階評価の、お手元のフォーマット、2ページ目のラベルのデザインのところには書いてはいないのですけれども、これは必ずしも電気冷蔵庫用のラベルではありませんが、ここに書いてもらってもいいということでございますので、その点も含めて、スペースの問題もありますので、検討していきたいというふうに思います。

○渡辺座長

この表示の仕方については、今の議論、大きく2つですかね、基準になる電気料金というのが今、27円というふうにありますけれども、それがこれから多様化していく、電気料金が多様化していく中でどうなるのかというご質問、これは電力関係の公正取引協議会ですか、そちらで検討されているということで、その検討次第ではまた表示の仕方が変わるだろうということと、表示されている目安の電気料金というものと実態との乖離というものをどう考えるかというようなことにかかわるような問題で、確かにかなり厳密に測定した結果、基準料金へ電気料金を掛けてこの金額を表示しているわけですが、それは実態と違うということがあると。

車の燃費という、あんまり信用できないものみたいなものがあって、実態と目安が乖離するというのは、やっぱり目安の信頼性の問題にかかわるんで、ちょっとどうなのかなという。そこで居直るといって変ですけども、違うんだということでは、消費者にとってどうなのか

などというのがあって、もともと私は、ここに表示する表示の仕方にちょっと消極的な意見をずっとこの検討会では、かつての検討会で言っていたものなんですけれども。言い方は難しいですけれども、実態がいろんな形で、電力会社からあなたの使用の実態はこうですという情報の提供もあるし、メーカーさんでも、例えば家のエアコンなんかはリモコンにいつも、あなたの電気料金は幾らですみたいなことが、うるさいぐらい言ってくるのを使っているんですけれども、IoTの時代と言われて、それで、それぞれの家電製品にそういうものが表示されるというのは、もう間もなくなのかなという気もするんですけれども。そういう実態と目安というものがどう判断、考えていったらいいのかという、今後の課題なのかなという感じはします。

メーカーさんとしてはどうですか。ちょっと急に振っちゃって申しわけないですけれども。

○田中オブザーバー

すみません。1点訂正させていただきたいのは、まず、27円を決めているのは、電力の公正取引協議会じゃなくて、家電製品の公正取引協議会さんが各地の電力料金を調べて、それから算定して出しているという事です。ですから、高いところ、安いところ、いろいろあるんですけれども、一応、日本全体を見て出している数字ということで、私どもはそれを使わせていただいているということです。

それから、実際の目安の料金というのは、あくまでも目安というのは、いろんな使い方をされますので、そこに関しましては、必ずこの料金になるのかというのは、まず不可能なところがございまして、なるべく業界としましても、いろんな測定データを実使用に近づけるというような努力はしております、今回のJISの改正に関しまして、年間の使用電力量というのは極力、使用実態に近いものに変えていくということで、例えば、前回に比べまして、多少やっぱり周辺環境の温度が上がっておりますので、設定する温度値は上げています。ですから、測定は今回、32℃、16℃、これは国際的な中で決まったものでございまして、もともと30℃と15℃でございましたけれども、それから年間平均気温に合うように、32℃ではかった電力量を何日分、低いほうではかったのを何日分ということで、結果的には平均の気温になるように調整をしております。それが前回に比べまして、およそ2℃ぐらい上げております。そういう調整をしながら、極力、実使用に近い状態に合わせようということで進めております。

ですから、どちらかというと、ここは表示の委員会でございますけれども、もともとの測定値を決めるJISの委員会とか、トップランナーの委員会でもその辺は論議をしていただいて、現状に決めさせていただいているということでございまして。ですから、かけ離れているということはないと思います。

○辰巳委員

もうちょっと、今さら変えられないというお話であるのは前提の上で、ここに金額を書かなきゃいけないのかというのが私の疑問なんです。その上に消費電力量が書かれているわけで、この消費電力量こそ、今、新しい計算方法で計算されているわけだから、かえって誤解を生むような金額が出てくるのがいいのかなと思います。この例えば220って書いてある、この220という新しい測定方法ではかった数値が出てきているわけで、それが大事な数値ですよ。それに掛け算をしてしまうのが私にはちょっと不可解だなというふうに思ってしまったので。消費者の立場で。皆さんは料金があったほうがいいと思っておられるのかどうかわかりませんが、売り場に行ったら、量販の人はその金額ばかり言うんですもの、本当に。だから、それっていいのかなって私は思いますもので。

○渡辺座長

今回の議題等から派生した非常に前広なご意見をいろいろいただいて、課題をいただいているという形だと思うんですけども、ほかに議題あるいは議題に関連するようなことでご意見、まだいただいてない方、よろしいですか。

鶴崎委員、お願いします。

○鶴崎委員

今のご意見に関連して、表示のところでどういう条件かがわかることが大事だと思いますので、今、たまたま告示のほうを拝見していたら、テレビに関しては何時間ということが書いてなかったんですね。DVDは1時間とか、照明は5.5時間とか、そういう情報って一番大事かと思うので、改正のタイミングがあったら、テレビも使用時間を括弧、何時間って書いていただいたほうがいいのかなと。

○渡辺座長

今後のことに関して。

○町田省エネルギー対策課長補佐

今後の見直す際には、ご指摘の点も含めて検討させていただければと思います。

○渡辺座長

大河内委員、どうですか。

○大河内委員

私は今日が2回目の参加で、過去の経緯を知らないままお聞きしていました。省エネラベルについては、以前に不当表示の事件もあったりして信頼性がいま一つ回復していないと思っています。皆さんのお話を聞いていて、売るところを把握していくのもとても難しいですよ。リサイクルショップなんかにも沢山の家電が置いてありますし、省エネって家電だけではないので、全

体としてこのマークもほかのいろいろな対策と一緒に信頼度を高めていくというような、先ほど、来年度、いろいろやっていくというところにぜひ入れて、取り組んでいってほしいなと思います。

○渡辺座長

ありがとうございます。

それでは、この改正そのものについてのご意見というのは特段なく、これに関連して、今後と
いうことでいろいろ前向きなご意見をいただいたかと思えます。それを受けとめつつ、この改正
についてということでご了解をいただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○渡辺座長

ありがとうございます。

③ その他

○渡辺座長

では、その他として、今後のスケジュールについて事務局よりご説明をお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

今後のスケジュールでございますけれども、この判断基準ワーキンググループの終了後に、本
日ご了承いただきました内容でパブコメのほうを開始したいと考えております。先ほど、鶴崎委
員のほうから負荷投入の話がちょっと一般の消費者にわかりにくいのではないかといったご指摘
ございました点につきましては、至急ちょっと検討いたしまして、もう一度ご確認いただいた上
でパブコメのほう、作業に入りたいというふうに考えております。

パブコメの終了後は、私どものほうで告示の改正作業に入っていきたいと考えておりまして、
新基準の告示は、できますればトップランナー基準の施行と同じタイミングで、来年度3月公示
ができればなというふうに考えているところでございます。

(3) 閉会

○渡辺座長

ありがとうございました。

時間もちょうどになったのですけれども、大体よろしいでしょうか。全体的なコメントをいた
だく時間もと考えていたのですけれども、既に皆さん、いろいろおっしゃっていただいたので、
特段なければということ。

今回はこの2つの多段階評価の基準の改正、冷蔵庫・冷凍庫に関してですね、それから、それ
に関連して年間の目安電気料金の改正ということでご審議いただき、この場でのご了解をいただ

いたということになります。この点については特段なかったんですけども、いろいろご指摘、ご質問等いただきましたので、これはぜひ事務局側で受けとめていただいて、こういう会議を開くといういろいろな意見が出ちゃうので困るというのではなくて、前向きにぜひ受けとめて、今後に生かしていただければなというふうに思います。

ということで、最後、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○町田省エネルギー対策課長補佐

先ほどもご説明させていただきましたけれども、多段階評価基準及び目安電気料金の改正案についてのおおむねご了承をいただいたということで、パブコメのほうを実施させていただきたいと考えております。その後、小売事業者、消費者、そういった方々が混乱することがないように、十分な周知を行っていきたいというふうに考えてございます。

なお、今回、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫について、トップランナー基準の改定が伴う所要の改正ということでご審議いただきました。今後、他の機器でも同様のケースや数字の見直し等、発生する場合がございますので、短い期間の間に頻繁に出てくる可能性もございますが、そういう場合には書面審議等も含めて、第1回目、第2回目と同様の形式での開催も含めて、検討させていただきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡辺座長

ありがとうございました。私からちょっと余計なこともいろいろ言っしまいましたけれども、また引き続き書面審査等も含めてお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日のワーキンググループはこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

—了—